

## 源泉徴収税額表

### 甲欄、乙欄、丙欄

**雇** 用主が給与を支払う際に源泉徴収する税額を求める税額表には月額表と日額表があり、月額表には甲欄、乙欄、日額表には甲欄、乙欄、丙欄があります。甲欄は、扶養控除等申告書の提出がある場合、乙欄と丙欄はその提出が無い場合に適用されます。

**ち** なみに、甲欄では月給で87,000円未満の税額はゼロですが、乙欄では最低でも5%が源泉徴収されます。

**夏** 季の学生アルバイトを雇う企業などでは所得税の源泉徴収で「丙欄」の適用がなされることがあります。日給が9,300円未満では丙欄の税額はゼロですから、毎日の給与が9,300円未満なら源泉徴収は不要です。給与の支払方法

は日払い、週払い、月払い等、いずれの方法でも差し支えありません。

**丙** 欄適用が認められるのは日給又は時給によって給与が算定される場合で、次のいずれかに該当するときです。

- ① 雇用契約の期間が2ヶ月以内と定められていること
- ② 日々雇用されて支払を受ける給与で継続して受ける2ヶ月以内のもの

**日** 給又は時給によって給与が算定されるアルバイトの場合それぞれ甲欄・乙欄・丙欄に該当する場合の一日あたりの税額は、日給5千円のとき160円・300円・0円、日給1万円のとき440円・1,390円・44円、日給1万5千円のとき785円・3,040円・335円です。

もし、丙欄の適用が当局から否認されるようなときには乙欄の適用となり、多額の回収困難な所得税と不納付加算税・延滞税を負担することになりますから、慎重を期すべきところ です。

**2** ヶ月以内の期間の雇用契約での就労後いったん雇用関係を打ち切り、その後たまたま2ヶ月以内の期間の雇用契約を同一人と再び結んだというような場合には、丙欄適用上契約の打ち切りの実質としての客観的空白期間をめぐり事実認定の判断が問われることとなります。

**ま** た、建設労働者に支払う給与に対する丙欄の適用には、次の要件でよいとする個別通達が国税庁のホームページにあります。

- ① 雇用契約の期間が8ヶ月以内と定められていること
- ② 日雇の期間が1年以内であること

この季節、春は低い山野にいた鶯も、繁殖のために高原や山中に移ります。その鳴き声を「老鶯」の声といいますが、その鳴き声は少しの乱れもなく、流麗です。この場合の老は習熟するという意味で、老練、ベテランということです。

7月。暑くなります。国税職員の定期異動が始まりますが、税務調査も皆無ではありません。

7日小暑、23日大暑。



時の歩みは三重である。  
未来はためらいつつ近づき、  
現在は矢のようにやく飛び去り、  
過去は永久に静かに立っている。

(ドイツの詩人 シラー)

## 7月の税務メモ

### (国 税)

- 6月分源泉所得税の納付 (特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

11日  
15日  
8月1日  
"  
"

〔地方条例による〕

### (地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。